



令和元年11月8日

品川区長  
濱野 健 様

品川区特別職報酬等審議会

会長 大山 忠一

品川区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数ならびに  
品川区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数について（答申）

令和元年11月8日付品総総発第77号により意見を求められたことについて、別紙のとおり答申します。



# 答 申

## 1. はじめに

本審議会は、令和元年11月8日、品川区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、品川区長から区議会議員の報酬の額、期末手当支給月数ならびに区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数（以下「特別職の報酬等」という。）について諮問を受けた。

本審議会は、諮問に基づき、それぞれの委員が区民の代表としての自覚と責任をもって、その信頼に応えるべく、広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行った。

審議にあたっては、国や都、特に特別区における特別職の報酬等の現況や一般職の給与改定の状況等を考慮しながら検討を行い、次のような結論を得たものである。

## 2. 品川区の財政状況について

品川区の財政状況は、平成30年度普通会計決算から見ると、実質収支51億8,799万円の黒字、実質収支比率は5.0%と、適正な水準が維持されている。

また、実質公債費比率はマイナス4.5%、経常収支比率71.9%といずれの指標も適正水準を維持している。地方債現在高は121億1,657万円で、昨年度より約14億円の減少、一方、積立金は、1,015億6,940万円で、前年度より約76億円の増加となっている。これらの数値および指標より品川区は、引き続き健全財政を維持しているといえる。

しかしながら、10月に改定された消費税率の影響や、法人住民税の一部国税化による歳入の減少など、区財政に影響が及ぶ動きについても注視しなければならず、より一層、創意工夫を凝らし、効果的・効率的な行財政運営を推進していくことが求められている。

### 3. 一般職の給与および特別職の報酬等の改定の状況について

一般職の給与改定としては、平成30年に特別区人事委員会から月例給につき平均2.46%の引き下げ、期末勤勉手当支給月数0.1月の引き上げの勧告があり、月例給は過去にない大幅な引き下げとなった。しかしながら、この引き下げの勧告は、平成30年4月から実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であること、国や多くの地方自治体において給与水準の引上げが見込まれる中で、有為な人材の確保がより厳しくなる恐れがあることなどから総合的に判断し、改定は実施しないこととなった。

令和元年度については、月例給につき平均0.58%の引き下げ、期末勤勉手当支給月数0.15月の引き上げとなり、勧告どおり実施される見込みである。

一方、区議会議員の報酬と期末手当、ならびに区長、副区長および教育長の給料、期末手当については、平成30年は一般職員の状況を踏まえ、据え置かれた。

### 4. 他区の特別職の報酬等について

それぞれの区が独自性を持って、その特徴を生かしつつ施策を推進しているところであるが、特別職の報酬等を検討するにあたり、その沿革や都区財政調整制度等を鑑み、他区との均衡も念頭におく必要がある。

現在、多くの区では特別職報酬等審議会の開催を準備しているところである。多数の区が改定の方針を未定としているが、5区で特別区人事委員会勧告に準拠、または一部準拠した改定を予定している。

23区内における、年収ベースの順位は現状で区長が11位、議員が19位といずれも中位から下位にある。

### 5. 特別職の給料の適正な額および期末手当の適正な支給月数について

(1) 区長、副区長および教育長の給料は、平成29年に増額改定を行った。令和元年度において、一般職が勧告どおりの給与改定率を適用した場合の較差は、率にして0.58%、一般職を上回ることとなる。

(2) 区議会議員の報酬の額も、平成29年に増額改定を行った。一般職の給与改定率を適用した場合の較差は、(1)と同様に、率にして0.58%となっている。

(3) 区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当については、平成29年に0.08月の引き上げを行った。一般職も平成29年に0.1月の支給月数の引き上げを行い、令和元年度は0.15月の支給月数の引き上げを行う見込みである。

以上の状況を総合的に勘案し、慎重に審議した結果、区長、副区長ならびに教育長の給料および区議会議員の報酬の額について、一般職の「特別区人事委員会勧告」に応じて0.58%の減額改定をすることに妥当性があると判断した。

また、区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当は、一般職の期末・勤勉手当改定に概ね連動していることより、令和元年の一般職の期末手当支給月数を特別職にあてはめ、0.12月分増額することが妥当であるとの結論に達した。

ただし、品川区職員の給料改定および期末勤勉手当の引き上げについては、職員団体と交渉中であるため、職員の給料改定率、もしくは期末勤勉手当引き上げ月数に変更となった場合には、職員と同一の改定率、引き上げ月数とすることが妥当である。

## 6. 改定額について

本審議会は、次のとおり特別職報酬等の額を改定することが適当であるとの結論に達した。

### 区長、副区長および教育長の給料月額

区長	1,140,000円	(現行	1,147,000円	−7,000円)
副区長	916,000円	(現行	921,000円	−5,000円)
教育長	797,000円	(現行	802,000円	−5,000円)

### 議員および役職にある議員の報酬月額

議長	918,000円	(現行	923,000円	−5,000円)
副議長	784,000円	(現行	789,000円	−5,000円)
委員長	649,000円	(現行	653,000円	−4,000円)
副委員長	624,000円	(現行	628,000円	−4,000円)
議員	602,000円	(現行	606,000円	−4,000円)

## 7. 改定する期末手当支給月数について

本審議会は、次のとおり区長、副区長、教育長および区議会議員の期末手当支給月数を改定することが適当であるとの結論に達した。

区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当支給月数

(現行 3.53月                      改定後 3.65月                      +0.12月)

## 8. 実施の時期について

特別職の報酬等の改定の実施時期については、本答申後速やかに実施することが望ましい。

## 9. おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、区議会議員の報酬の額、期末手当支給月数ならびに区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数について以上のとおり答申する。

特別職の報酬等は、その役割や職責の重さなどに見合ったものであると同時に、区民の理解を得られるものでなければならない。

こうした背景および現在の社会経済情勢等への配慮、23区内における品川区特別職の順位、一般職の給与改定の状況を考慮し、慎重に審議を行った結果、総合的な判断として今回の結論に至ったものである。

品川区は引き続き健全財政を維持しているが、今後、不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民福祉の一層の向上のため、引き続き精励されることを切望するものである。

品川区特別職報酬等審議会

会 長	大 山 忠 一
副 会 長	内 野 滋 雄
委 員	馬 越 浩 明
委 員	島 敏 生
委 員	島 崎 妙 子
委 員	小 路 良
委 員	丹 治 勝 重
委 員	土 屋 智 英 子
委 員	戸 田 達 夫
委 員	野 村 良 治
委 員	廣 瀬 隆 博
委 員	松 浦 啓 雄
委 員	松 尾 光 惠